

墨田区児童デイサービス施設の管理運営等に関する条例の一部を改正する条例（案）

新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(事業)</p> <p>第3条 児童デイサービス施設は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）<u>第5条第8項</u>に規定する児童デイサービスに関すること（以下「児童デイサービス事業」という。）。</p> <p>(2)・(3) 〔略〕</p> <p>(利用対象者)</p> <p>第7条 児童デイサービス事業を利用することができる者は、次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 法第22条第5項に規定する障害福祉サービス受給者証（<u>法第5条第8項</u>に規定する児童デイサービスに係るものに限る。）の交付を受けた者</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>(費用負担)</p> <p>第9条 利用者（措置による利用者を除く。）は、<u>法第29条第3項第1号</u>に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額を指定管理者に納めなければならない。</p> <p>2・3 〔略〕</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第3条 〔同左〕</p> <p>(1) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）<u>第5条第7項</u>に規定する児童デイサービスに関すること（以下「児童デイサービス事業」という。）。</p> <p>(2)・(3) 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第7条 〔同左〕</p> <p>(1) 法第22条第5項に規定する障害福祉サービス受給者証（<u>法第5条第7項</u>に規定する児童デイサービスに係るものに限る。）の交付を受けた者</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第9条 利用者（措置による利用者を除く。）は、<u>法第29条第3項</u>に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額を指定管理者に納めなければならない。</p> <p>2・3 〔略〕</p>

付 則

この条例は、墨田区規則で定める日から施行する。